

出席停止の連絡票

令和 年 月 日			
保 護 者 様			
富山市立 学校(園)長			
風しん、麻しん、水痘、流行性耳下腺炎等は、学校保健安全法により、医師の許可があるまで出席停止の扱いとなりますので、医師と相談の上、適切な処置をとられるようお願いいたします。			
記			
1 氏 名	年 組 氏名		
2 理 由	百日咳・麻しん・流行性耳下腺炎・風しん・水痘・咽頭結膜熱 結核・髄膜炎菌性髄膜炎・腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎 その他（ ）の疑い		
3 期 間	学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 項に規定されている期間 または病状により医師が感染のおそれがないと認めた日まで		
※	<table><tr><td>年 月 日（ ）～</td><td>年 月 日（ ）まで（ 日間）</td></tr></table>	年 月 日（ ）～	年 月 日（ ）まで（ 日間）
年 月 日（ ）～	年 月 日（ ）まで（ 日間）		
※は後日学校(園)で記入			
主 治 医 様			
上記の疾病は、感染のおそれがなくなるまで登校(園)できないことになっています。 診断・治療の上、下記に登校(園)許可日を記入していただき、本人にお渡ししてください ますようお願いいたします。			
登校(園)許可証明書			
学校(園)長 様			
病 名：			
登校(園)許可日 令和 年 月 日			
診断日 令和 年 月 日			
主治医氏名			

- ・ この連絡票は、登校(園)される際に必ず学校(園)にお返してください。
- ・ 不明な点がありましたら、養護教諭または担任にお問い合わせください。

学校(園)で予防すべき感染症の出席停止期間の基準 富山県教育委員会(令和4年3月現在)

対象疾病		出席停止の期間の基準	
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで	
	クリミア・コンゴ出血熱		
	痘そう		
	南米出血熱		
	ペスト		
	マールブルグ病		
	ラッサ熱		
	急性灰白髄炎（ポリオ）		
	ジフテリア		
	重症急性呼吸器症候群 ※1		
	中東呼吸器症候群 ※2		
	特定鳥インフルエンザ ※3		
新型コロナウイルス感染症 ※4			
第二種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで	ただし、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない ※出席停止期間の基準で「発症した後△日を経過」「解熱した後△日」と規定されている場合、 <u>症状が出た日(解熱した日)の翌日を1日目として数える</u>
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで	
	麻疹	解熱後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱	主要症状消退後2日を経過するまで	
	結核		
	髄膜炎菌性髄膜炎		
	コレラ		
第三種	細菌性赤痢	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス、パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その他の感染症		
	感染性胃腸炎		
	サルモネラ感染症		
	カンピロバクター感染症		
	マイコプラズマ感染症		
	インフルエンザ菌感染症		
	肺炎球菌感染症		
	溶連菌感染症		
	伝染性紅斑(りんご病)		
	RSウイルス感染症		
	EBウイルス感染症		
	単純ヘルペスウイルス感染症		
	带状疱疹、手足口病		
	ヘルパンギーナ		
	A型肝炎、B型肝炎		
	伝染性膿痂疹（とびひ）		
	伝染性軟属腫(水いぼ)		
	アタマジラミ症		
	疥癬（かいせん）		
	皮膚真菌症 など		